



2024年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2023年8月14日

上場会社名 株式会社フレアス 上場取引所 東
コード番号 7062 URL <https://fureasu.jp>
代表者 (役職名)代表取締役社長 (氏名)関根 竜哉
問合せ先責任者 (役職名)財務経理部長 (氏名)関根 真一郎 (TEL)03(6632)9210
四半期報告書提出予定日 2023年8月14日 配当支払開始予定日 —
四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有
四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2024年3月期第1四半期の連結業績(2023年4月1日~2023年6月30日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2024年3月期第1四半期	1,362	23.6	57	—	55	—	29	—
2023年3月期第1四半期	1,102	7.2	0	△99.0	4	△93.7	△2	—

(注) 包括利益 2024年3月期第1四半期 29百万円(—%) 2023年3月期第1四半期 △2百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
2024年3月期第1四半期	円 銭 12.43	円 銭 12.32
2023年3月期第1四半期	△1.23	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
2024年3月期第1四半期	百万円 4,621	百万円 1,730	% 37.4
2023年3月期	4,529	1,726	38.1

(参考) 自己資本 2024年3月期第1四半期 1,728百万円 2023年3月期 1,723百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2023年3月期	円 銭 —	円 銭 0.00	円 銭 —	円 銭 10.57	円 銭 10.57
2024年3月期	—	—	—	—	—
2024年3月期(予想)	—	0.00	—	10.57	10.57

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2024年3月期の連結業績予想(2023年4月1日~2024年3月31日)

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	2,691 ~2,818	22.0 ~27.7	△60 ~14	— ~141.5	△67 ~7	— ~247.2	△34 ~3	— ~247.2	△14.84 ~1.67
通期	5,780 ~6,085	26.1 ~32.8	86 ~216	483.8 ~—	100 ~230	41.7 ~225.2	51 ~119	64.4 ~277.3	22.07 ~50.66

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無
(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

新規 一社(社名) 、除外 一社(社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

② ①以外の会計方針の変更 : 無

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

2024年3月期1Q	2,352,600株	2023年3月期	2,352,600株
2024年3月期1Q	65株	2023年3月期	65株
2024年3月期1Q	2,352,535株	2023年3月期1Q	2,338,381株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料P2「1. 当四半期決算に関する定性的情報(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	1
(1) 経営成績に関する説明	1
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期連結貸借対照表	3
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	5
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(セグメント情報等)	8
(重要な後発事象)	9

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、物価の上昇等の影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症の経済活動に対する制約の解消による個人消費の増加等により、緩やかな回復傾向にありました。しかしながら、物価上昇によるコストの増加など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する在宅マッサージ業界及び介護業界におきましては、少子高齢化が加速する一方で、医療機関における病床数の減少が見込まれるとともに、政府による地域包括ケアシステムの構築の推進活動と相俟って、在宅療養の重要性がますます高まってきております。

このような状況のもと、当社グループが訪問してサービス提供する対象の一部には介護施設が含まれておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が第5類に変更されたことに伴い、施設への立ち入り制限が減少したため、施術回数が増加しております。当社グループの施設系介護サービスにおいても、サービス利用に対する需要は堅調であり、サービス利用者数は増加傾向にあります。

また、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者、5人に1人が75歳以上の後期高齢者になるという「2025年問題」及び高齢者人口がピークに達するという「2040年問題」の到来が見込まれる環境下において、介護施設等の法人営業を強化することによるサービス利用者のさらなる増大を通じて、超高齢社会における課題解決企業として当社グループが事業を遂行していくことを実現すべく、2023年3月より新規事業であるホスピス事業を開始いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,362,369千円（前年同四半期比23.6%増）、営業利益は57,006千円（前年同四半期営業利益は679千円）、経常利益は55,930千円（前年同四半期経常利益は4,246千円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は29,245千円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失2,870千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、前第2四半期連結会計期間より、従来「その他」に含めていた「施設系介護サービス事業」について量的な重要性が増したため、新たに報告セグメントとして記載する方法へ変更をしております。

① マッサージ直営事業

マッサージ直営事業では、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が第5類に引き下げられたことに伴い、閉鎖していた介護施設の再開が進みました。また、サービス休止中に筋麻痺や関節拘縮といった症状が進んでしまった利用者に対して、日常生活動作能力（ADL能力）の向上を目的として、従前よりも高頻度なサービス提供を提案することで、サービス提供回数の増加に取り組んでまいりました。当第1四半期連結累計期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響が減少した結果、増収増益となりました。

以上の結果、売上高は883,220千円（前年同四半期比8.4%増）、セグメント利益は267,788千円（前年同四半期比42.5%増）となりました。

② マッサージフランチャイズ事業

マッサージフランチャイズ事業は、2023年2月に当社のフランチャイズ事業がテレビ番組で紹介されたことにより、認知度が向上いたしました。また、新規事業を検討している法人への営業活動を強化したこと等で「フレアス在宅マッサージ」フランチャイズの新規開設数が9件あり、当第1四半期連結累計期間末における加盟店数は300拠点（前年同四半期末比7.9%増）となりました。

また、加盟店からのロイヤリティ収入等についても加盟店の施術件数増加により増加した結果、増収増益となりました。

以上の結果、売上高は218,392千円（前年同四半期比40.4%増）、セグメント利益は53,198千円（前年同四半期比42.0%増）となりました。

③ 施設系介護サービス事業

施設系介護サービス事業に含まれる看護小規模多機能型居宅介護事業においては、当第1四半期連結累計期間

での新規開設はなく、既存施設における地域の医療機関等への営業活動の強化等により、登録利用者数が増加し、売上高が増加いたしました。また、ホスピス事業においては、事業譲受けにより2023年3月にサービスを開始した四日市のホスピス施設が承継後も順調に稼働しております。一方で、看護小規模多機能型居宅介護事業及びホスピス事業の新規開設のための費用が先行して発生いたしました。

以上の結果、売上高は152,825千円（前年同四半期比735.6%増）、セグメント損失は56,784千円（前年同四半期比170.1%増）となりました。

④その他の事業

その他の事業セグメントに含まれる主な事業である訪問看護事業は、地域の医療機関及びケアマネジャーに対する営業の強化及びマッサージ直営事業拠点との共同営業を推進することで、当社グループのサービスの認知活動を推進してまいりました。2023年3月に1拠点を閉鎖したことにより、当第1四半期連結会計期間においては、売上高は減少しましたが、コスト抑制等によりセグメント収支は黒字に転換いたしました。

以上の結果、売上高は107,930千円（前年同四半期比4.7%減）、セグメント利益は1,969千円（前年同四半期はセグメント損失4,384千円）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、2,878,320千円となり、前連結会計年度末に比べ135,586千円増加いたしました。これは主に立替金が191,521千円増加したことによるものであります。

また、固定資産は、1,743,252千円となり、前連結会計年度末に比べ43,890千円減少いたしました。これは主にのれんが10,988千円、契約関連無形資産が5,769千円及び投資その他の資産が9,115千円それぞれ減少したことによるものであります。

この結果、総資産は4,621,572千円となり、前連結会計年度末と比べ91,696千円増加いたしました。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は1,052,260千円となり前連結会計年度末と比べ187,657千円増加いたしました。これは主に短期借入金160,000千円によるものであります。

また、固定負債は1,838,827千円となり、前連結会計年度末と比べ100,340千円の減少となりました。これは主に長期借入金102,042千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は2,891,087千円となり、前連結会計年度末と比べ87,317千円増加いたしました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は1,730,485千円となり、前連結会計年度末に比べ4,379千円増加いたしました。これは主に利益剰余金が4,379千円増加したことによるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

第2四半期連結累計期間及び通期の連結業績予想につきましては、2023年5月15日公表の2023年3月期決算短信に記載した業績予想に変更はありません。

今後、業績予想の修正が必要となった場合には、速やかに開示いたします。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	975,263	943,568
売掛金	1,157,777	1,140,257
貯蔵品	11,473	12,330
立替金	511,031	702,552
その他	89,513	81,523
貸倒引当金	△2,325	△1,912
流動資産合計	2,742,733	2,878,320
固定資産		
有形固定資産		
リース資産	487,212	481,795
その他	166,626	161,577
有形固定資産合計	653,838	643,372
無形固定資産		
のれん	478,370	467,381
契約関連無形資産	234,615	228,846
その他	93,255	85,705
無形固定資産合計	806,241	781,932
投資その他の資産		
繰延税金資産	160,605	143,599
その他	166,456	174,347
投資その他の資産合計	327,062	317,946
固定資産合計	1,787,142	1,743,252
資産合計	4,529,875	4,621,572
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	160,000
1年内返済予定の長期借入金	404,838	404,838
リース債務	18,884	18,786
未払法人税等	23,592	14,354
賞与引当金	72,783	46,623
その他	344,504	407,657
流動負債合計	864,602	1,052,260
固定負債		
長期借入金	1,131,784	1,029,742
リース債務	536,384	531,654
退職給付に係る負債	30,657	32,081
繰延税金負債	81,388	79,386
その他	158,952	165,961
固定負債合計	1,939,167	1,838,827
負債合計	2,803,770	2,891,087

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	295,722	295,722
資本剰余金	285,722	285,722
利益剰余金	1,142,600	1,146,980
自己株式	△70	△70
株主資本合計	1,723,975	1,728,355
新株予約権	2,130	2,130
純資産合計	1,726,105	1,730,485
負債純資産合計	4,529,875	4,621,572

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2023年4月1日 至2023年6月30日)
売上高	1,102,099	1,362,369
売上原価	557,808	691,193
売上総利益	544,290	671,176
販売費及び一般管理費	543,611	614,170
営業利益	679	57,006
営業外収益		
助成金収入	69	797
違約金収入	4,677	3,143
その他	702	1,647
営業外収益合計	5,449	5,589
営業外費用		
支払利息	1,505	6,562
その他	375	101
営業外費用合計	1,881	6,664
経常利益	4,246	55,930
税金等調整前四半期純利益	4,246	55,930
法人税、住民税及び事業税	2,789	11,680
法人税等調整額	4,327	15,004
法人税等合計	7,116	26,685
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△2,870	29,245
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△2,870	29,245

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
四半期純利益	△2,870	29,245
四半期包括利益	△2,870	29,245
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△2,870	29,245

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	24,697	10.57	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	24,866	10.57	2023年3月31日	2023年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	四半期連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	マッサージ 直営	マッサージ フランチャ イズ	施設系介護 サービス	計			
売上高							
外部顧客への売上高	814,982	155,554	18,289	988,825	113,273	—	1,102,099
セグメント間の内部売 上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	814,982	155,554	18,289	988,825	113,273	—	1,102,099
セグメント利益又は損失 (△)	187,950	37,465	△21,022	204,393	△4,384	△199,329	679

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、訪問看護・訪問介護・居宅介護支援事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結 財務諸表 計上額 (注)3
	マッサージ 直営	マッサージ フランチャ イズ	施設系介護 サービス	計			
売上高							
外部顧客への売上高	883,220	218,392	152,825	1,254,438	107,930	—	1,362,369
セグメント間の内部 売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	883,220	218,392	152,825	1,254,438	107,930	—	1,362,369
セグメント利益又は損失 (△)	267,788	53,198	△56,784	264,201	1,969	△209,165	57,006

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、訪問看護・訪問介護・居宅介護支援事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更に関する事項

前第2四半期連結会計期間より、従来「その他」に含めていた「施設系介護サービス事業」について量的な重要性が増したため、新たに報告セグメントとして記載する方法へ変更をしております。

なお、これらのセグメント変更に伴い、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第1四半期連結累計期間における報告セグメントの区分により、組み替えて表示しております。

(重要な後発事象)

(ストックオプションの発行)

1. 第5回新株予約権(ストックオプション)の発行について

当社は2023年6月27日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役1名、従業員1名に対して下記の通りストックオプションとして新株予約権を発行し、2023年7月14日に割当てられました。

決議年月日	2023年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個)	700(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり108,000(1株あたり 1,080) (注)1、3
新株予約権の行使期間	2026年7月15日から2033年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,080 資本組入額 540 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(注) 7

(注) 1. 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、金銭の払込みを要しないものとは、特に有利な条件による発行(有利発行)に該当しない。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の割当日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日取引がない場合はその日に先立つ直近日の終値)とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4. 資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から同(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権発行時において当社取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

① 2023年7月14日から2026年7月14日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができない。

② 2026年7月15日から2027年7月14日までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる)。

③ 2027年7月15日から2033年6月30日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。

(4) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

6. 新株予約権の取得条項に関する事項

(1) 当社は、新株予約権者が権利を行使することができなくなった場合、及び、新株予約権者が権利を喪失した場合には新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

(3) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の

時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (7) 再編対象会社による新株予約権の取得
上記(注)6に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の行使条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。

2. 第6回新株予約権（ストックオプション）の発行について

当社は2023年8月14日開催の取締役会において、従業員7名に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

決議年月日	2023年8月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 7
新株予約権の数（個）	210(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 21,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1、3
新株予約権の行使期間	2026年9月2日から2033年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注) 1. 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、金銭の払込みを要しないものとするは、特に有利な条件による発行(有利発行)に該当しない。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の割当日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日取引がない場合はその日に先立つ直近日の終値)とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4. 資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から同(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権発行時において当社取締役、監査役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により退任又は退職する者で、当社が取締役会において特に新株予約権の行使を認めた者についてはこの限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

① 2023年9月1日から2026年9月1日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができない。

② 2026年9月2日から2027年9月1日までは、割り当てられた新株予約権の2分の1について行使することができる(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる)。

③ 2027年9月2日から2033年8月31日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。

(4) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当てに係る契約書に定めるところによる。

6. 新株予約権の取得条項に関する事項

(1) 当社は、新株予約権者が権利を行使することができなくなった場合、及び、新株予約権者が権利を喪失した場合には新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

(3) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」とい

う。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (7) 再編対象会社による新株予約権の取得
上記(注)6に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の行使条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。